

## 2 報酬の算定に関する事項

### 定員超過利用減算

#### 報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(5)

(児童発達支援、医療型児童発達支援(指定発達支援医療機関において行う場合を除く。)、放課後等デイサービス、障害児入所支援(指定発達支援医療機関において行う場合を除く。))

- 利用定員に対し、定員をはるかに上回る利用者を受け入れている。また、その状況を解消するための見直し(利用定員の増数変更など)が行われていない。
- 1日あたりの利用者数では減算となる値は下回っているものの、過去3月間の利用実績の分析がなされておらず、過剰な定員超過利用の未然防止が図られていない。



#### 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

利用定員 50 人以下の場合【※利用定員 51 人以上の場合の取扱いは異なります。】については、1日の障がい児の数が利用定員に 100 分の 150 (障がい児入所支援は 100 分の 110) を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 日について障がい児全員につき所定単位数の 100 分の 70 で算定することになります。

また、過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱いについては、直近の過去 3 月間の障がい児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 125 (障がい児入所支援は 100 分の 105) を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 月間について障がい児全員につき減算になります。

なお、多機能型事業所等にあつては、複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあつては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出します。

※[障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて](#)(令和 4 年 2 月 28 日付厚生労働省事務連絡)をご確認下さい。

毎月の請求に当たり、定員を超過して利用者を受入れている事業所において「[障がい児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート](#)」を用いて確認いただきますようお願いいたします。

### 人員欠如減算

#### 報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(6)

(児童発達支援(児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く)、放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く)、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)

- 指定基準の規定により配置すべき従業者について、基準上必要とされる員数を満たしていない。
- 児童発達支援管理責任者が退職した以降、後任が補充されていない。



指定基準の規定により配置すべき従業者(児童指導員・保育士)については、人員基準上必要とされる員数から 1 割を超えて減少した場合にはその翌月から、一割の範囲以内で欠如した場合はその翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障がい児全員について、所定単位数の 100 分の 70 で算定してください。

※減算が適用された月から 3 カ月以上連続して基準に満たない場合、解消されるに至った月までの間、所定単位数の 100 分の 50 で算定することとなります。

児童発達支援管理責任者については、指定基準に定める人員を満たしていない場合、翌々月から解消されるに至った月までの間、所定単位数の 100 分の 70 で算定して下さい。

※減算が適用された月から 5 月以上連続して基準に満たない場合、解消されるに至った月までの間、所定単位数の 100 分の 50 で算定することとなります。

なお、多機能型事業所等であつて、複数の障がい児通所支援の合計数に基づき、配置すべき指導員等の員数等を満たしていない場合には当該複数の障がい児通所支援の障がい児全員について減算となります。

※指定通所基準の規定により配置すべき員数に障がい福祉サービス経験者を含めている場合、令和 5 年 3 月 31 日まで、障がい福祉サービス経験者が欠如した場合も減算の対象となります。

※人員欠如は人員基準違反であり、指導や勧告、行政処分の対象とする場合があります。

※[児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係る Q & A について](#)(令和5年3月3日付厚生労働省事務連絡)が発出されていますので、ご確認下さい。

## 通所支援計画等未作成減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(7)

(児童発達支援、医療型児童発達支援(指定発達支援医療機関において行う場合を除く。)、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援(指定発達支援医療機関において行う場合を除く。))

- 児童発達支援管理責任者による指揮の下、通所支援計画等が作成されていない。
- 基準に定められている通所支援計画等作成に係る一連の業務が適切に行われていない。



通所支援計画等が作成されていない又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月から当該状態が解消するに至った月の前月まで、当該障がい児につき所定単位数の100分の70で算定してください。

※減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、解消されるに至った月の前月まで所定単位数の100分の50で算定します。

## 身体拘束廃止未実施減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(9)

(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援)



当該減算については、次の(一)から(四)に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算されます。

(一) 指定通所基準又は児童福祉法に基づく指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生省令第16号。以下「指定入所基準」という。)の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、事業所等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点に留意すること。

(二) 指定通所基準又は指定入所基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に関催していない場合、具体的には、1年に1回以上開催していない場合。

なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することや虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めるも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。

(三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合

(四) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない場合、具体的には、研修を年1回以上実施していない場合。

**※令和5年4月から、全ての事業所において、(一)から(四)に掲げる項目のいずれかに該当する場合は減算となりました。**

【令和3年度制度改定に伴う見直し】



身体拘束等廃止未実施減算の適用要件である、身体拘束適正化検討委員会の開催及び研修の実施について、「年に1回」とは、年度ではなく、直近1年で考える。

(令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1 問18より一部抜粋)

## 身体拘束等の適正化(運営基準・減算の施行スケジュール)

身体拘束等の適正化を図るための運営基準及び減算の規定は、令和5年度から完全施行

運営基準	サービス類型	～R2年度	R3年度～	R4年度～	R5年度～
①身体拘束等の記録	・入所、居住系 ・通所系	義務	義務		義務
	・訪問系	規定なし		義務	
②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催	・入所、居住系 ・通所系		努力義務		
	・訪問系				
③身体拘束等の適正化のための指針を整備	・入所、居住系 ・通所系			義務	
	・訪問系				
④身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施	・入所、居住系 ・通所系				
	・訪問系				

(※)  : 運営基準を満たしていない場合に減算(5単位/日)

①から④いずれか満たしていない場合は  
R5年度から1日につき5単位減算

### 報酬区分の見直し(放課後等デイサービス)

報酬の留意事項通知 第二 2 (3)①

区分分け	令和2年度までの区分	➡	令和3年度からの区分
主たる対象者が「重症心身障がい児」(重心)とする事業所	非該当	➡	非該当
サービス提供時間が3時間以上	区分1の1・2の1	➡	区分1
サービス提供時間が3時間未満	区分1の2・2の2	➡	区分2



平成30年度報酬改定において導入された指標該当児童の割合による基本報酬の区分について、指標該当児童を受け入れた場合でも、当該事業所における指標該当児童の割合が50%以上に達しない限り、基本報酬上の評価がされないなどの指摘を踏まえ、現行の区分1・区分2の報酬体系を廃止するとともに、経営の実態等を踏まえ、基本報酬が見直されました。

【令和3年度制度改定に伴う見直し】

・児童指導員等配置加算⇒廃止されました【令和3年度制度改定に伴う見直し】

## 児童指導員等加配加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の④

(児童発達支援、放課後等デイサービス)

手話通訳士及び手話通訳者が児童指導員等の区分で算定対象となりました。

・児童指導員等加配加算(Ⅱ)⇒廃止されました【令和3年度制度改定に伴う見直し】



常時見守りが必要な障がい児への支援や障がい児の保護者に対する支援方法の指導を行う等、支援の強化を図るために通常求められる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等、又はその他の従業者を配置している場合に、資格等の種類、事業所の態様等に応じて加算します。加配職員の種別が3段階に分かれており、それぞれの区分に該当する職員の種類に応じて単位数が異なります。

【令和3年度制度改定に伴う見直し】

加配職員	具体的な職種	単位数
理学療法士等	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、心理療法の技術を有する従業者等	高
児童指導員等	児童指導員、手話通訳士、手話通訳者、強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従事者養成研修行動障がい支援課程修了者、行動援護従事者養成研修修了者	低
その他の従業者	上記以外の直接処遇職員	低

●基本人員に加えてさらに要件を満たす職員を常勤換算で1名以上配置していない。

※[障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて](#)(令和5年3月30日付厚生労働省事務連絡)が発出されていますので、[こちら](#)をご確認下さい。

## 専門的支援加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の④の2

(児童発達支援、放課後等デイサービス)

支援の質を向上させる観点から、専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員・国立障害者リハビリテーションセンター 視覚障害学科履修者)を1名以上加配(常勤換算による算定)して行う支援を評価する加算が創設されました。【令和3年度制度改定に伴う見直し】

《児童発達支援における専門的支援加算の算定要件について》

※対象となる未就学児への支援に当たり、特に集団生活への適応や他者との関係性の構築のために専門的で個別的な支援が必要であることから、児童福祉事業について5年以上経験のある保育士・児童指導員についても、専門職の職種の対象に含まれます。

算定対象	児童発達支援	放課後等デイサービス
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員等(※1)	算定対象	算定対象
児童福祉事業で5年以上(※2)の実務経験がある保育士	算定対象	対象外
児童福祉事業で5年以上(※2)の実務経験がある児童指導員	算定対象	対象外

(※1)「特別支援加算」を既に理学療法士等(5年以上児童福祉事業に従事した保育士を除く)により算定する場合、重複して算定はできません。

(※2)5年以上とは、保育士又は児童指導員の資格を取得してから5年(900日)以上ですので、ご注意ください。

「児童指導員等加配加算」と重複して算定する場合、加配対象の1名に、さらに1名分の加配が必要です。(いずれも常勤換算)

## 看護職員加配加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の④の3  
(児童発達支援、放課後等デイサービス)



主として重症心身障害児を通わせる事業所以外（重心外）の事業所においては、医療的ケアを行うために必要な看護職員の配置の費用を含んだ医療的ケア児の基本報酬区分を創設することから、看護職員加配加算（重症心身障がい児以外の事業所）は廃止されます。

【令和3年度制度改定に伴う見直し】



### ① 看護職員加配加算（Ⅰ）【看護職員1人分の加算】

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。

### ② 看護職員加配加算（Ⅱ）【看護職員2人分の加算】

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が72点以上になること。

【令和3年度制度改定に伴う見直し】



児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所における医療的ケア児については、医療的ケアスコアを合算して算出してください。

【令和3年度制度改定に伴う見直し】

## ●看護職員加配加算(Ⅲ)⇒廃止されました【令和3年度制度改定に伴う見直し】

### 事業所内相談支援加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) ⑥及び⑥の2  
(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)

家族支援の充実を図るため、訪問支援特別加算を家庭連携加算に統合した上で、要件が見直されました。事業所内相談支援加算について、個別の相談援助だけではなくグループでの面談等も算定可能となりました。

【令和3年度制度改定に伴う見直し】



相談援助の内容から、障がい児を同席させることが望ましくない場合等、当該障がい児の通所給付決定保護者のみを対象としても、障がい児への療育に関する相談援助が可能な場合は、通所給付決定保護者のみに相談援助を行うことをもって算定できます。

なお、本加算は障がい児に事業所においてサービスを行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定できます。

ただし、当該障がい児にサービスを提供していない月においては算定できません。



●事業所内相談支援加算Ⅱ

あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障がい児及びその家族等に対して、障がい児への療育に関する相談援助を、当該障がい児以外の障がい児及びその家族等と合わせて行った場合（次のア又はイに該当する場合を除く。）に月1回に限り、算定できます。

ア 相談援助が30分に満たない場合

イ 同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算（Ⅰ）を算定している場合

また、相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとしてください。なお、障がい児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとしてください。

※事業所内相談支援加算Ⅰ及びⅡを算定する場合は、どちらも、相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行ってください。また、相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないですが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮してください。



相談援助を行う従業者に係る要件はないので、事業所において、当該相談援助を行うのに適した従業者に行わせることで、算定要件を満たすものとしています。なお、事業所内相談支援加算（Ⅱ）については、同時に、複数の保護者に対して相談援助を行うため、事業所内で、保護者への相談援助について一定の経験を有する者が担うことを想定しています。

（R3 障害福祉サービス等報酬改定等に関するQA VOL.2 問56より一部抜粋）



事業所内相談支援加算（Ⅱ）については、グループでの面談として、ペアレント・トレーニングなどを想定しており、単に保護者会のように保護者同士が話し合い、事業所の従業者は同席しているだけのような場合は算定の対象外です。事業所の従業者による相談援助が介在しない場合は、本加算の算定は認められません。

グループでの面談等の具体的な方法については、各事業所において検討するものとし、報酬を算定する要件として、具体的な方法は定めていません。

なお、厚生労働省の令和元年度障害者総合福祉推進事業において、「ペアレント・トレーニング実践ガイドブック」(\*)が作成されているので、グループでの面談等の効果的な方法を検討いただく上での参考としてください。

(\*) 令和元年度障害者総合福祉推進事業「発達障害支援における家族支援プログラムの地域普及に向けたプログラム実施基準策定及び実施ガイドブックの作成」成果物。

（R3 障害福祉サービス等報酬改定等に関するQA VOL.2 問57より一部抜粋）

食事提供加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑦

(児童発達支援、医療型児童発達支援)(児童発達支援センターで行う場合のみ)

●外出行事で外食した場合など、事業所が食事を提供していない場合にも、加算を算定している。



事業所が食事を提供した場合に限定して加算を算定してください。

※ 食事提供加算については、児童発達支援センター内の調理室を使用して原則として当該施設が自ら調理し、提供されたものについて算定することが可能なものですが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えありません。

ただし、当該調理委託が行えるのは施設内の調理室を使用して調理させる場合に限り、施設外で調理し、搬入する方法は認められません。また、出前の方法や市販の弁当を購入して、障がい児に提供するような方法による加算の算定も認められません。

## 福祉専門職員配置等加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑨

(保育所等訪問支援を除く)

●従業者の異動や退職等により、福祉専門職員配置加算の要件を満たせていない。

加算の対象となる従業者

I	・社会福祉士 ・介護福祉士	左記の者で常勤の児童指導員 (※又は障がい福祉サービス経験者) ・保育士は含まれません
II	・精神保健福祉士 ・公認心理師	
III	・児童指導員 ・保育士 (※・障がい福祉サービス経験者)	

\*「障がい福祉サービス経験者」については、指定通所基準の規定により配置すべき員数に障がい福祉サービス経験者を含めている場合、2年間の経過措置がありました。令和5年3月31日で完全廃止となりました。【令和3年度制度改定に伴う見直し】



福祉専門職員配置等加算の対象となる従業者が、異動や退職したことにより、加算の要件である直接処遇職員として常勤配置している従業者のうち有資格者（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師）の割合（100分の35【I型】又は100分の25以上【II型】）、常勤配置している従業者の割合（100分の75以上【III型】）又は、常勤配置されている従業者のうち3年以上従事している従業者の割合（100分の30以上【III型】）のうち該当する加算区分の要件を満たせなくなった時は、加算を算定しないようにしてください。

加算の取り下げは、届出が必要ですので、対象となる従業者の異動がある場合は、引き続き算定できるか、また変更がないか確認すること。

## 欠席時対応加算(Ⅰ)(Ⅱ) ※Ⅱについては放課後等デイサービスのみ

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑩

(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)

(Ⅰ)の取り扱い

●利用中止の連絡のあった日時、障がい児の状況確認、相談援助の内容が記録されていない。



利用を予定した日の前々日、前日又は当日に急病等により中止の連絡があった場合であって、障がい児又はその家族との連絡調整その他の相談援助を行うとともに障がい児の状況や、その相談内容等を記録した場合に算定できます。

事業所へ欠席の連絡があった日は、事業所の営業日でカウントします。

(Ⅱ)の取り扱い【令和3年度制度改定に伴う見直し】※放課後等デイサービスのみ

極端な短時間(30分以下)のサービス提供については報酬(基本報酬及び加算)を算定しないこととなりました。本加算における30分以下とは、放課後等デイサービスの開始時間から、従業者による支援(急遽体調不良になった就学児が休憩しているときの見守り等を含む。)の終了時間までが30分以下であるものであり、送迎中の時間は含まないものとします。

ただし、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児については、この限りではありません。また、利用児童の体調不良などにより、結果的に短時間(30分以下)のサービス提供となった場合は、欠席時対応加算(Ⅱ)の算定が可能です。

## 個別サポート加算(Ⅰ)(Ⅱ)

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑩の2  
(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)

### ●個別サポート加算(Ⅰ)【令和3年度制度改定に伴う見直し】

著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障がい児への支援を充実させる観点から、児童発達支援及び医療型児童発達支援は5領域 11 項目の調査項目によるスコアを、放課後等デイサービスは指標該当児の判定スコアを用いて判定した結果、一定の要件に該当する障がい児を受け入れたことを評価する加算を創設されました。

### ●個別サポート加算(Ⅱ)【令和3年度制度改定に伴う見直し】

虐待等の要保護・要支援児童を受け入れた場合に、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携(事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む)により、児童発達支援等を行う必要のある児童を受け入れて支援することを評価する加算を創設されました。

## 医療連携体制加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑪  
(児童発達支援、放課後等デイサービス)

医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者に見守りを提供した場合や認定特定行為業務従事者に対し喫煙吸引等に係る指導を行った場合に算定できるところであるが、障がい児者に真に必要な医療や看護を検討して適切に提供しているとは言い難い事例が散見されていることから、算定要件や報酬単価について、見直されました。

- ① 医療・看護について、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じて評価されます。
- ② 医師からの指示は、原則、日頃から利用者を診察している主治医から個別に受けるものとするを明確化されました。【令和3年度制度改定に伴う見直し】



看護の提供においては、当該障がい児の主治医の指示の受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載してください。また、当該障がい児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告してください。

## 延長支援加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑫  
(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)

- 運営規程に定める営業時間が 8 時間以上でない。
- 営業時間を越えた支援となっていない。
- 延長時間帯に、指定通所基準に定められた直接支援業務に従事する職員が 1 名以上配置されていない。
- 延長した支援が必要であることが「障がい児利用支援計画」に位置付けられていない。

point!



運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間（以下「延長時間帯」という。）において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日の延長支援に要した時間に応じ算定するものですが、以下の点に注意が必要です。

- ア ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間を含まないものであること。
- イ 個々の障がい児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。
- ウ 延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1名以上配置していること。また、営業時間については、利用状況を踏まえ適切な設定が必要です。
- エ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ原則として当該理由が障がい児支援利用計画に記載されていること。

※延長支援加算は単に営業時間外の預かり又は、送迎車を待つ待機時間には算定できません。障がい児に延長した支援が必要であることを、相談支援事業所等による障がい児利用支援計画への位置づけが必要です。

※営業時間については利用状況を踏まえ、適切な設定が必要です。

例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時から10時の利用はなく、17時以降の利用が多い場合は営業時間を10時から18時にする等、適正化を図ること。なお、これらの要件を満たせなくなった時は、加算を算定しないとともに、届け出が必要ですので、所定の手続きを行ってください。

## 最低基準を満たした上での常勤換算 1 名以上配置の計算方法

**専門性及び質の向上に向けて、現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみ人員基準を満たすこととなります。【令和3年度制度改定に伴う見直し】**

※令和3年3月31日時点で障がい福祉旧基準に基づく指定を受けている事業所については、2年間の経過措置があります。経過措置期間中に、児童指導員又は保育士の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上となるよう見直しをお願いします。

(下記の共通の条件：定員 10 名、営業日：月～金、営業時間：8 時間（対象：主に重心以外）)

### 例1 児童指導員等加配体制（I）を満たす場合

職種		勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間
最低基準	管理者兼 児童発達支援管理責任者	B	8	8	8	8	8	—	—	40	160
	保育士	A	8	8	8	8	8	—	—	40	160
	児童指導員	C	8		8		8	—	—	24	96
	児童指導員	C		8		8		—	—	16	64
加配	児童指導員	C	4	8		8	8	—	—	28	112
	その他の従業者	C		8		8		—	—	16	64
	運転手	C	2	2	2	2	2	—	—	10	40

$$4 + 16 + 0 + 16 + 8 = 44$$

- A：常勤専従
- B：常勤兼務
- C：非常勤専従
- D：非常勤兼務

最低人員配置基準以外に常勤（40 時間／週）換算で 1 名以上児童指導員等を配置しているため、児童指導員等加配体制（I）の「4. その他の従業者」を算定できる。 ※月単位で加配を満たしている場合に算定可能

## ●看護職員の基準人員の取扱いの見直し（児童発達支援、放課後等デイサービス）

医療的ケア児に医療的ケアを行う場合は看護職員を置くこととし、置いた場合は当該看護職員を児童指導員等の員数に含めることができる（ただし、「医療的ケア児」の基本報酬、医療連携体制加算又は看護職員加配加算により配置する看護職員を除く。）。

※ 児童発達支援、児童発達支援センター（主として難聴児・重症心身障害児を通わせる場合を除く。）、放課後等デイサービスは、機能訓練担当職員及び看護職員を児童指導員等の員数に含める場合、その半数は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。